

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者向け支援制度等を紹介

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の皆さんに対して、店舗賃料の補助制度や事業継続を支える給付金制度など、国や市の支援制度等があります。最新の制度等は市のホームページ(ページ番号:56665782)をご覧ください。



事業者への支援内容等について

市の制度

NEW 6月30日まで受付！店舗賃料を補助します

市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している小売店や飲食店などの個人事業主に、店舗の賃料(1カ月分)を補助します。詳しくは市のホームページ(ページ番号:82995439)をご覧ください。問合せは賃料支援専用コールセンター(0798・35・3017…5月9・10日と月曜～金曜の午前9時～午後5時)へ。



店舗賃料支援について



対象は個人事業主

- 補助の対象は、以下のいずれも満たす個人事業主です
- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が20%以上減少
 - ※申請月前月と前年同月の売上高を比較
 - ※開業から1年未満で前年との比較ができない場合なども対象となることがあります。詳しくはホームページで確認を
 - ②主たる事業実施のための店舗を市内で賃借している
 - ※令和2年(2020年)5月1日時点で賃貸借契約締結中である
 - ※インターネットショップなどは対象外
 - ③対象業種が下表に該当する



店舗の1カ月分の賃料を補助

店舗の1カ月分の賃料を補助します。上限額は10万円です
※補助対象となる店舗を複数賃借している場合は上限20万円



申込は6月30日までに郵送、ホームページで

申込は、所定の申請書と必要書類(※)を6月30日(消印有効)までに商工課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ郵送を。市のホームページからも申込可。申請書は、ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない人には申請書を送付しますので、コールセンターまでご連絡ください

(※)必要書類(郵送の場合は申請書も)

- ①店舗の賃貸借契約書の写し(賃借人氏名、物件所在地、賃貸人と賃借人の押印部分が明確に分かるもの)
- ②主たる事業内容が分かる(氏名や屋号などの確認もできる)もの
例: 税務署提出の開業届や令和元年(2019年)分確定申告の損益計算書等の写し、許認可等が必要な事業については許認可証等の写し
- ③本人確認書類の写し
例: 運転免許証、パスポート、健康保険証など

対象業種(小売業)

種別	例
各種商品小売	ミニスーパー、よろず屋
織物・衣服・身の回り品小売	洋服・呉服・服地、靴・履物、その他身の回り品
飲食料品小売	各種食料品、野菜、果物、食肉、鮮魚、酒、菓子・パンなど
機械器具小売	自動車(4輪・2輪)、自転車、電器、事務機など
その他	家具・建具・畳、金物・荒物・瀬戸物、医薬品・化粧品、農耕用品、燃料、書籍・文房具、スポーツ用品・玩具・娯楽用品・楽器、写真機・時計・眼鏡、建築材料、宝石、ペット、骨とう品、たばこ、花など

対象業種(飲食サービス業)

種別	例
飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ファストフード、粉物、弁当、総菜など

対象業種(生活関連サービス業)

種別	例
洗濯・理容・美容業	クリーニング、理容、美容、エステティック、リラクゼーション、ネイルサービスなど
その他	衣服裁縫修理、写真プリント、靴磨き、ペット美容など

国の制度

事業継続を支える給付金

NEW 持続化給付金について

国は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に厳しい状況にある事業者に対して、事業全般に広く使うことができる給付金を法人は200万円以内、個人事業主等は100万円以内で支給します。対象、申込方法など詳しくは経済産業省のホームページ(<https://www.meti.go.jp/>)をご覧ください。

問合せ|| 持続化給付金事業コールセンター(0120・115570)
※IP電話専用回線(03・6831・0613)

他にも各種支援制度等があります

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者向けに、融資や保証制度などがあります。詳しくは市のホームページ(ページ番号:56665782)をご覧ください。

県の制度

休業要請に応じた事業者への支援金

NEW 休業要請事業者経営継続支援金

県は、休業要請に応じた事業者に、経営継続支援金(中小法人100万円、個人事業主50万円。飲食店および旅館等は中小法人30万円、個人事業主15万円)を支給します。対象、申込方法など詳しくは県のホームページ(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>)をご覧ください。

問合せ|| 経営継続支援金 相談ダイヤル(078・361・2281)

商工会議所の経営相談窓口があります

新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口は西宮商工会議所(櫛塚町2-20 ☎0798・33・1131)。受付は月曜～金曜の午前8時45分～午後5時半(祝・休日を除く)。※市の商工課ではありません

個人向け

住居確保給付金の対象者を拡大

住居確保給付金の対象者を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響など、個人の責に帰すべき理由・都合によらないで、給与等を得る機会が減少したことで、経済的に困窮した場合も申請を受け付けます。

申請する場合は、事前に勤労会館2階にあるソーシャルスポット西宮よりそい(0798・31・0199)まで、電話予約が必要です。問合せは厚生課(0798・35・3144)へ。詳しくは市のホームページ(ページ番号:81088157)に掲載の住居確保給付金のしおりをご覧ください。

住居確保給付金制度

離職または事業の廃業により収入が減少し、住居を失った人または失う恐れのある人を対象に、家賃相当額を給付する制度

事業、イベント等が中止・延期に

新型コロナウイルス感染症の影響により、市の事業、イベント等が中止・延期となっています。※カッコ内は当初の実施予定日

- 中止**
- ・わがまちクリーン大作戦(6月7日)
 - ・歯と口の健康週間行事(6月7日)
 - ・西宮市展(7月4日～12日) ※作品の応募も中止
 - ・公民館活用促進プロジェクト(8月末まで)
※10月以降分の募集も中止
- 延期**
- ・フラワーフェスティバルin西宮(5月23・24日)

※上記は中止・延期されるものの一部です。その他の事業等については各主催者にお問い合わせください

施設等の休館・休業が5月31日まで延長に

市施設の休館・休業状況や使用料の還付等については、市のホームページをご確認ください



ホームページはこちら